令和２年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和３年１月１日から３月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、１４件（１４名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | １［１］ | １［０］ | ４［５］ | １［２］ | 　７［ ８ ］ |
| 支援学校 | ２［０］ | ３［０］ | １［３］ | ０［２］ | 　６［ ５ ］ |
| 中学校 | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | 　０［ ０ ］ |
| 小学校 | ０［２］ | １［０］ | ０［１］ | ０［０］ | 　１［ ３ ］ |
| 合　計 | ３［３］ | ５［０］ | ５［９］ | １［４］ | １４［１６］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | １［１］ | １［０］ | ２［４］ | ０［１］ | 　４［ ６ ］ |
| 公金公物関係 | ０［２］ | １［０］ | ２［４］ | １［３］ | 　４［ ９ ］ |
| 公務外非行関係 | ２［０］ | ３［０］ | ０［１］ | ０［０］ | 　５［ １ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［０］ | ０［０］ | １［０］ | ０［０］ | 　１［ ０ ］ |
| 合　計 | ３［３］ | ５［０］ | ５［９］ | １［４］ | １４［１６］ |

（１）一般服務関係…４件（４名）

①生徒への性的な言動…１件（１名）

・　府立高等学校　男性指導教諭（５９歳）『免職』

平成３０年７月から平成３１年２月にかけて、生徒１名に対し、性的な内容のメッセージを、複数回送信した。

また、校長からの指導後も、当該生徒に対し性的な発言等を繰り返した。

［管理監督責任］

校長（５８歳）　訓戒

②特別休暇の虚偽申請…１件（１名）

・　府立支援学校　男性講師（３０歳）『停職１月』

令和２年５月から９月に、短期介護特別休暇について計５回、また、同年１１月及び１２月に、服喪特別休暇について計２回、虚偽の申請をし、計６日、休暇を不正取得した。

　［管理監督責任］

校長（５６歳）　厳重注意

③公文書偽造及び行使…１件（１名）

・　府立支援学校　男性事務長（６０歳）『減給３月』

事務長は、労働基準法に基づく時間外勤務・休日労働に関する協定書等に、決裁を得ずに校長印を押印し、また、労働者代表の個人印を無断で押印し、届け出た。

［管理監督責任］

校長（５９歳）　厳重注意

④職務命令違反等（勤務時間中の喫煙等）…１件（１名）

・　府立高等学校　男性実習助手（６２歳）『減給１月』

平成２２年４月から令和２年１１月までの間、勤務時間中に学校敷地内で喫煙をした。

［管理監督責任］

校　長（６１歳）　厳重注意

元校長（６４歳）　厳重注意

（２）公金公物関係…４件（４名）

　　○通勤手当の不正受給…４件（４名）

ア　府立高等学校　女性教諭（３０歳）『停職３月』

教諭は、鉄道を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、令和２年４月から６月までの間、自動車通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

また、教諭は、事案発覚後、校長から再三にわたり指導を受けたにもかかわらず、自動車通勤を行った。

さらに、教諭は、生理休暇を不正に取得した。

［管理監督責任］

校長（６０歳）　厳重注意

イ　府立高等学校　男性教諭（３５歳）『減給４月』

教諭は、鉄道及びバスを利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、令和元年１１月から令和２年１２月までの間のうち、９か月間、自動車等で通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

［管理監督責任］

校長（５７歳）　厳重注意

ウ　府立高等学校　男性教諭（３１歳）『減給１月』

教諭は、鉄道及びバスを利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、令和２年４月及び５月、自転車通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

　［管理監督責任］

校長（５８歳） 厳重注意

エ　府立高等学校　女性講師（３６歳）『戒告』

講師は、鉄道及び自転車を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、令和２年６月から１２月までの７月間、自動車通勤し、通勤手当を不正に受給した。

（３）公務外非行…５件（５名）

①痴漢…２件（２名）

ア　府立支援学校　男性教諭（２７歳）『免職』

令和２年１１月、電車内で女子高校生の臀部を触る痴漢行為を行い、その翌日、同じ女子高校生に同様の痴漢行為を行った。

イ　府立支援学校　男性講師（５８歳）『停職６月』

令和３年１月、公衆浴場内で成人男性の太腿及び股間を触る痴漢行為を行った。

②窃盗…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（２３歳）『免職』

令和２年１０月から１２月にかけて、同僚の財布から４回、現金合計２１万円を窃取した。

③暴行及び脅迫等…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（３３歳）『停職６月』

教諭は、令和２年１１月、大阪市の路上において、女性Ａのスマートフォンを路面に叩きつけて損壊し、腹部を蹴る暴行を行った。

また、教諭は、令和２年１２月、女性Ａの実家あてに手紙を送り、同月２５日、ストーカー規制法の規定による禁止命令を受けた。

さらに、教諭は、令和２年１２月、女性ＢにＬＩＮＥで脅迫する内容のメッセージを送信した。

加えて、教諭は、過去に、欠勤により懲戒処分を受けていたにもかかわらず、令和２年１２月から令和３年２月にかけて、合計４日２時間２６分欠勤した。

④邸宅侵入…１件（１名）

・　市立小学校　男性教頭（４９歳）『停職６月』

教頭は、女性用下着を撮影する目的で、集合住宅の共用部分に侵入した。

また、教頭は、過去にも同様の行為を繰り返し行っていた。

（４）交通法規違反等…１件（１名）

○交通事故（死亡）…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（５８歳）『減給１月』

平成２７年４月、教諭は、交通事故を起こして人を死亡させた。